

## 平成30年産以降の米政策の見直しを求める意見書（案）

平成30年産以降の米政策の見直しにつきましては、具体的な仕組みや必要な関連施策等が明らかにされておらず、未だ「平成30年産以降の絵姿が見えない」といった声や、「生産調整が不要となる」といった誤解があり、生産現場には不安と動揺が広がっています。

米の需給と価格の安定は、生産者・消費者双方にとって重要であり、平成30年産以降においても、国民の主食である主食用米の生産を競争原理に委ねることなく、行政の積極的な関与と指導のもと、全ての産地・生産者・集荷業者等によるオール日本で需給調整に取り組んでいく必要があります。

ついては、米の主産地として下記のとおり強く要望します。

### 記

- 1 平成30年産以降、農業再生協議会の役割がこれまで以上に重要になることが想定されることから、運営費の十分な確保など、農業再生協議会がさらに機能を発揮できるような環境を整備すること。
- 2 関係団体が一体となって需要に応じた生産に取り組むための全国組織の設置を早急に進めること。
- 3 水田活用の直接支払交付金について、助成体系や交付単価を維持しうる十分な予算を確保するとともに、恒久的な措置とすること。  
また、地域の裁量による活用を可能とすること。
- 4 平成30年産以降、米の直接支払交付金（7,500円／10a）が廃止されるなかで、需要に応じた生産とそのことに取り組む農家の所得向上等を実現するために、その財源を水田農業政策の総合的な充実・強化に活用すること。
- 5 現行のナラシ対策は、趨勢的な価格下落に対応できないことから、発動基準となる標準的収入の最低基準を設定するなど、再生産が可能であり、かつ生産者が先を見通し安心して取り組める仕組みとすること。  
また、平成30年産以降も引き続き、農業再生協議会の仕組み等を通じて需

要に応じた生産に取り組む生産者を対象とするよう、早急に適切な要件を設定すること。

6 作付段階で需要に応じた生産の取り組みを徹底したとしても、豊作等により供給過剰が発生する可能性があるため、米穀周年供給・需要拡大支援事業による長期計画的な販売の取り組みに対する支援の拡充等、出来秋以降の需給調整の仕組みを整備すること。

7 地域の水田農業の維持・発展に向けて、産業政策と車の両輪となる地域政策として日本型直接支払制度を拡充すること。

具体的には、農地維持支払が担い手の所得向上に直接結び付くよう見直すとともに、中山間地域等直接支払制度が条件不利地のコスト差をしっかりと補える交付水準とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年 9月 日

米沢市議会議長 島 軒 純 一

内閣総理大臣 様

財務大臣 様

農林水産大臣 様